

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)					
大阪地方裁判所執行官殿					
事件番号	□平成 □令和	年()第号	物件番号		
私は、暴力団員等ではありません。					
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。					
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 <input type="checkbox"/> この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。					
(陳述書作成日)令和 年 月 日					
買受申出人(個人)	住所				
	(フリガナ)				
	氏名	<input checked="" type="radio"/>			
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合は、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己的計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)				
大阪地方裁判所執行官殿				
事件番号	□平成 □令和	年()第号	物件番号	
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。				
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。				
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） <input type="checkbox"/> この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。				
(陳述書作成日)令和 年 月 日				
買受申出人(法人) 代表者	法人的所在地			
	法人的名称			
	代表者氏名	<input checked="" type="radio"/>		
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり		
	注 意			

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合は、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己的計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項					
口代表者	住 所				
	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	日
注 意					
2	住 所				
	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	日
注 意					
3	住 所				
	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	日
注 意					
4	住 所				
	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	日

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月 20 日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 7日 午前 9時00分から 令和 7年 7月 14日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 7年 7月 18日 午前 9時30分
	場 所	大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時	令和 7年 8月 1日 午前10時00分
	場 所	大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	<p>下記のいずれかによります。</p> <p>(1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書</p> <p>(2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書</p>	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	<p>☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。</p>	
一般の閲覧に供するため、令和 7年 6月 20 日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 錄

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番地

建物の名称 長居第2コーポラス

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南田辺四丁目50番207

建物の名称 207

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 44.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番

地 目 宅地

地 積 1996.69平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の101



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 15日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

・管理費等の滞納あり。

《注 意 書》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」をご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 錄

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番地

建物の名称 長居第2コーポラス

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南田辺四丁目50番207

建物の名称 207

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 44.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番

地 目 宅地

地 積 1996.69平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の101



令和 7年(ヶ) 第 8号
令和 7年 2月26日受理
令和 年 月 日提出

7.3.26

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番地

建物の名称 長居第2コーポラス

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南田辺四丁目50番207

建物の名称 207

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 44.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番

地 目 宅地

地 積 1996.69平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の101

不動産の表示	物件目録のとおり		
住居表示	大阪市東住吉区南田辺四丁目9番2号 長居第2コーポラス207号室		
建物	物件1		
種類、構造および床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：		
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 構造：		
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり		
管理費等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり 管理費 月額 3,467円 修繕積立金 月額 8,000円	令和7年1月31日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある 令和4年5月分～令和7年1月分 計 378,411円 <input type="checkbox"/> 不明	
管理費等照会先	自主管理		
その他の事項	その他の事項のとおり		
敷地権	符号1		
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（符号1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（符号） <input type="checkbox"/> （符号）		
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>		
敷地権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権（符号1） <input type="checkbox"/> 地上権（符号） <input type="checkbox"/> 賃借権（符号） <input type="checkbox"/>		
その他の事項	その他の事項のとおり		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日	支部：平成 年（）第 号
敷地権以外の土地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は、目的外土地の概況のとおり）		
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 (2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札表示 所有者の姓
(2) 郵便受け表示 所有者の姓

2 目的土地（物件1）の現況について

- (1) 目的土地は、目的建物が所在するマンション「長居第2コーポラス」の敷地となってい
る。

(2) 北側および南側接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、建物図面とほぼ一致した。
(2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
(3) 建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在し、現に住居として使用されて
いた。
(4) システムキッチンのガスコンロが取り外されていた。また、ダイニングキッチン等で床
に撓みが感じられた。
(5) その余は経年相当の劣化および損耗が認められた。

以上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理組合	<p>1 管理費等の滞納状況は2枚目記載のとおりです。滞納状況は、令和7年1月末日現在のものになります。</p> <p>2 所有者には上記のほか、令和7年1月31日現在、自転車置場積立金（月額：700円、滞納額：23,100円）、組合費（月額：400円、滞納額：13,200円）および水道料金（実費、滞納額：181,824円）の滞納があり、これらについては買受人に請求する予定です。</p>
■市税事務所の担当者	<p>1 目的建物の課税対象床面積と登記上面積が異なっているのは、共用部分を含んで課税しているためです。</p>
■所有者の兄	<p>1 目的建物は、所有者が暮らしています。</p> <p>2 ガス給湯器が故障しており、ガスコンロを取り外しています。</p> <p>3 どこから階下の107号室に水漏れがしているらしく、管理組合から目的建物を調査したいとの申し出がありました。そのせいかもしれません、床が撓んでいるように思います。近い将来引っ越すかもしれないと管理組合に伝えると、現時点では、それなら当分はこのままでということになっています。</p> <p>4 管理費および修繕積立金を滞納しており、管理組合からは支払うようく請求されています。</p> <p>5 壁にシミがありますし、北西側の洋室では菌や埃が酷いです。</p>
	以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、提示文書、ライフライン調査、管理組合からの回答書および立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居として使用・占有しているものと認めた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年3月4日 12:20 ~ 12:30	執行官室 あべの市税事務所	ライフライン調査、照会書送付（所有者） 家屋等調査
令和7年3月7日 13:20 ~ 13:40	物件所在地	物件調査、占有確認、管理組合理事長と面談
令和7年3月10日	執行官室	照会書送付（マンション管理組合）
令和7年3月11日 9:30 ~ 9:40	大阪法務局北出張所	公団等調査
令和7年3月11日 9:50 ~ 10:00	中之島図書館	物件確認
令和7年3月11日 10:10 ~ 10:20	大阪市役所	道路等調査
令和7年3月12日 12:05 ~ 12:15	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和7年3月12日 14:00 ~ 14:10	移動中の車内	占有関係調査（所有者の兄からの電話により聴取）
令和7年3月19日 15:20 ~ 15:45	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者および所有者の兄と面談

(特記事項)

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

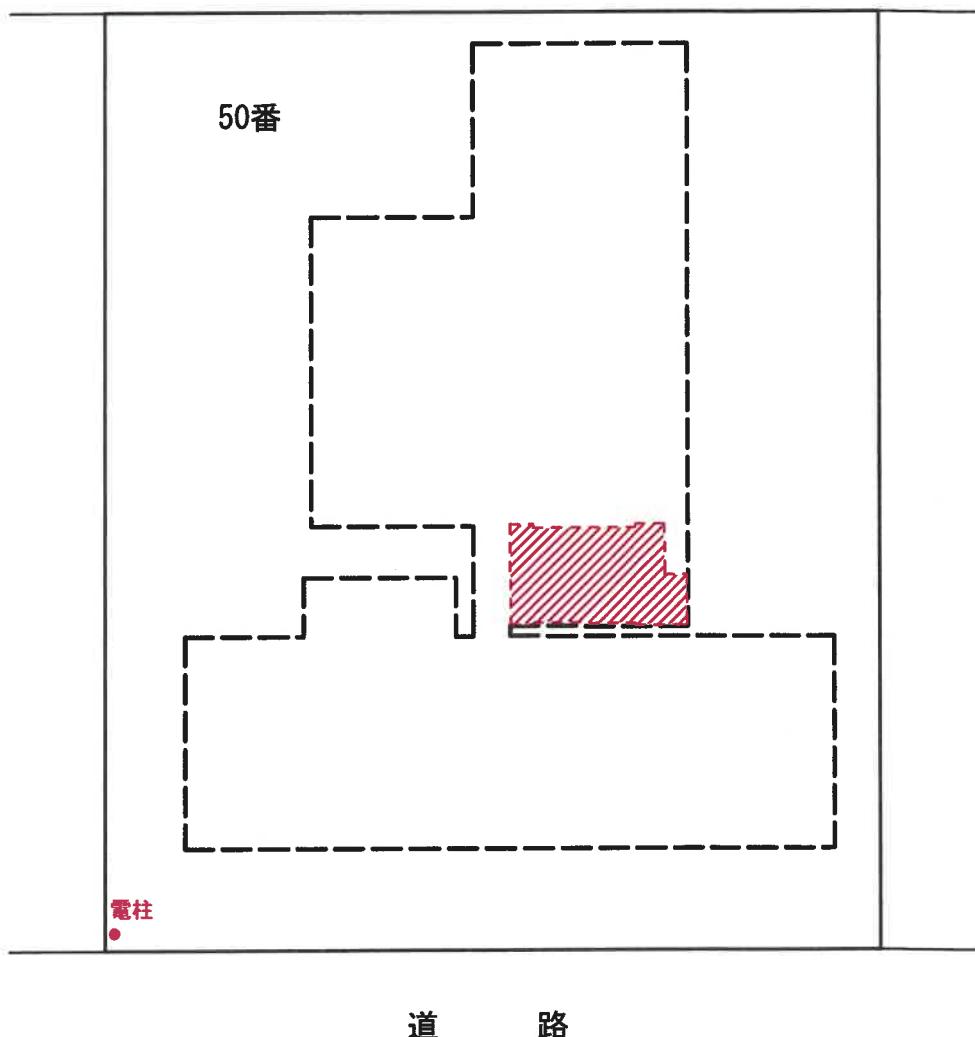
土地建物位置関係図

令和7年(ヶ) 第8号

写真撮影位置方向



道 路



目的専有部分 家屋 番号 南田辺四丁目502番207

建物の名称 207 (建物の存する部分 2階)

□□一棟の建物 (1階部分)

(7 枚目)

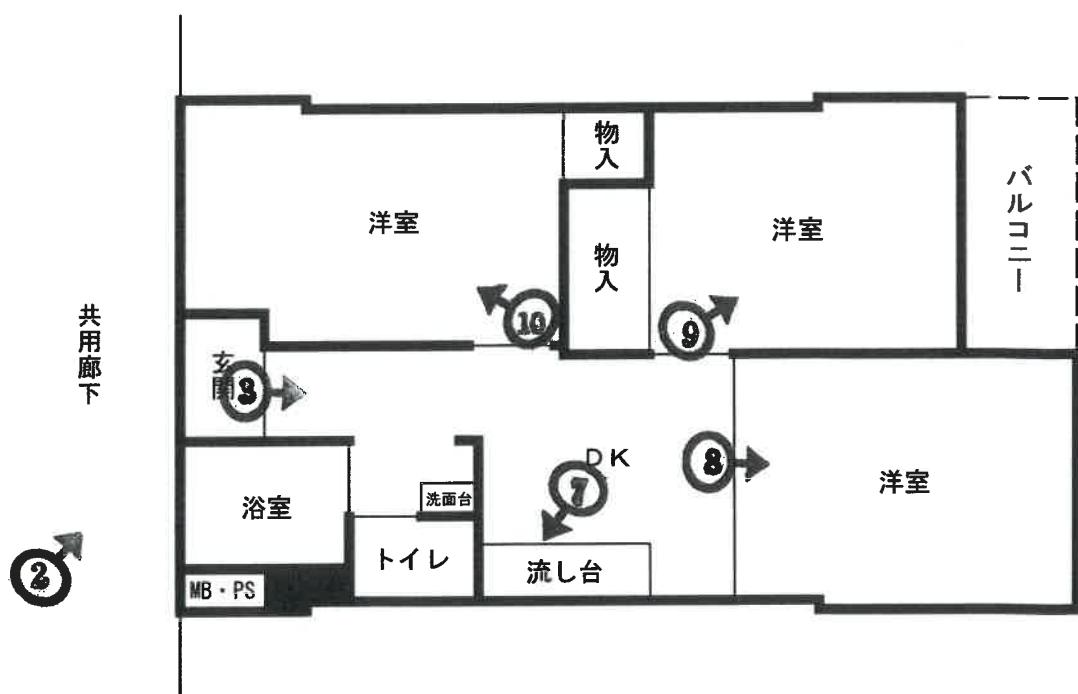
間取略図

令和7年（ヶ）第8号

写真撮影位置方向



建物平面図



目的建物が所在するマンション



①



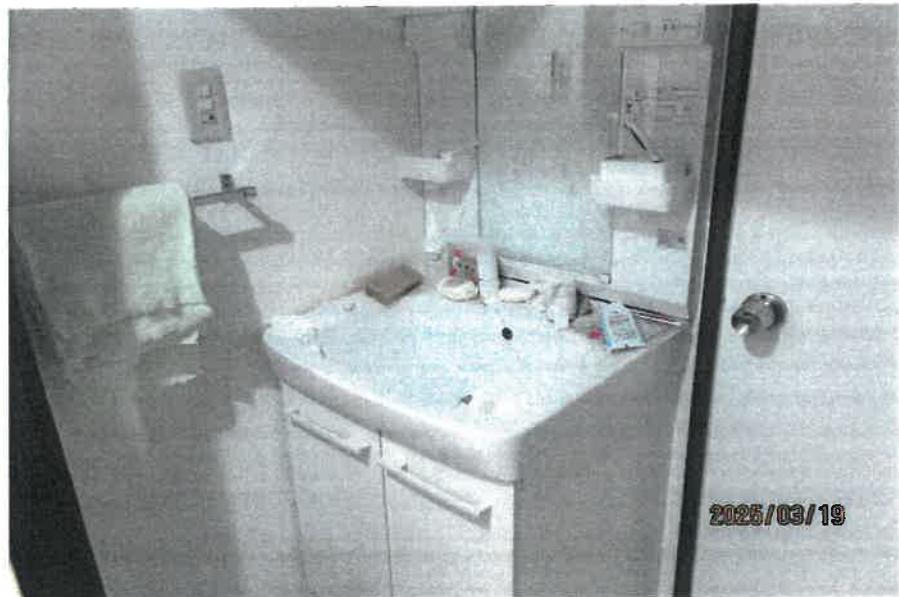
②

(9 枚目)

③



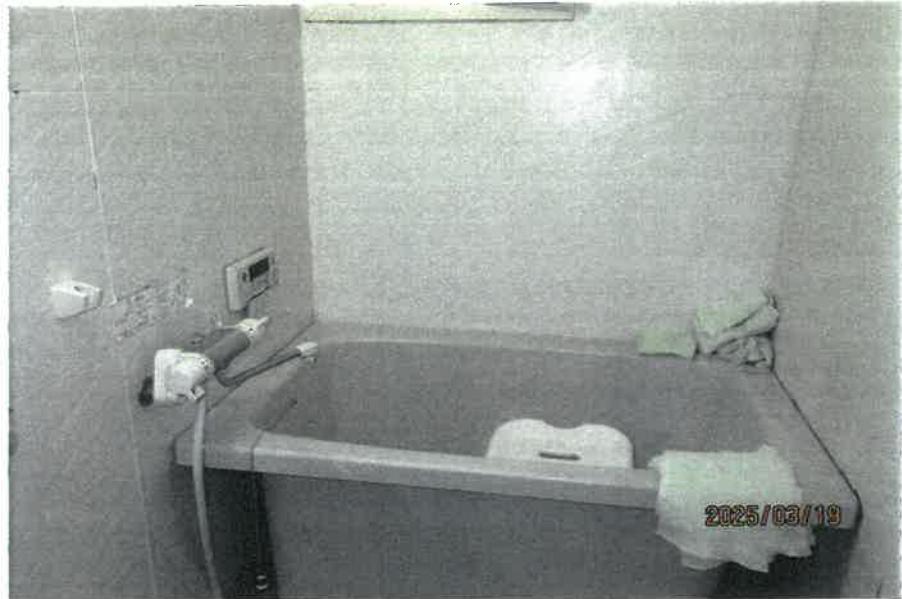
④



洗面台の状況

(10 枚目)

⑤



浴室の状況

⑥



キッチンの状況

(11 枚目)

⑦



ガスコンロが取り外されている状況

⑧



(12 枚目)

⑨



⑩



(13 枚目)

令和 7 年 (ヶ) 第8号
令和7年3月19日 現地調査
令和7年3月25日 評 價

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 價 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

小林 敬一

第1 評価額

一括価格	
金 6,310,000円	
内訳価格	
物件1	金 6,310,000円

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	概ね物件目録記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	JR阪和線 (別添「位置図」参照)		鶴ヶ丘 駅 南東方 道路距離 約650m		
付近の状況	長居公園の北方にある中高層共同住宅や小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域。 将来的にも、当分の間現況のまま推移していくものと思料される。				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域			
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域			
	建 ぺ い 率	60%			
	容 積 率	200%			
	防 火 規 制	準防火地域			
	その他の規制	埋蔵文化財 「難波大道跡」 包蔵地内 水害ハザードマップ浸水想定区域、景観計画区域：一般区域			
画地条件	規 模	1,996.69m ²			
	形 状	略長方形			
	間 口 ・ 奥 行	間口（北側）約 40 m , 奥行 約 49 m			
	高 低 差 等	概ね等高接面			
接面道路の状況	北 側	幅員約 11 m 市道 東住吉区第1203号線（建築基準法第42条1項1号）			
	南 側	幅員約 10 m 市道 東住吉区第1205号線（建築基準法第42条1項1号）			
	接 道 状 況	二方路			
土地の利用状況等	現 況	共同住宅の敷地			
	東 側	住宅、共同住宅 等			
	西 側	住宅 等			
	南 側	道路			
	北 側	道路			
供給処理施設	上 水 道	あり			
	ガ ス 配 管	あり			
	下 水 道	あり（処理区域内）			
(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。					
土壤汚染等	目的土地の閉鎖登記簿からは個人・法人の所有者名、畠の登記地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると目的土地は空地や農地等であったと見られる。				
	目的土地上の建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。また、周辺には特定施設地は存しない。				
	なお、土壤汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壤汚染調査機関による調査を要する。				
特 記 事 項	特になし				

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名 建物の用途	長居第2コーポラス 共同住宅 [総戸数 98 戸]	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	(登記記載) 昭和47年10月19日 新築 約52年 約0年
構 造	鉄骨造7階建	
仕 様	屋 根 外 壁 その他	陸屋根 モルタルリシン吹付 等 -
設 備 等	駐車場；約13台（空き無） エレベーター、駐輪場 等	
建物の品等	概ね普通品等	
管理の形態等	管理組合： 有 [名称：長居第2コーポラス管理組合] 管理方式： 自主管理 管理会社： - 管理形態： - (管理人室：無)	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	<p>◇修繕積立金： 188,829,881円 (令和7年1月30日 現在)</p> <p>◇主な大規模修繕計画 平成27年8月頃実施済。 令和11年度頃実施予定。</p> <p>◇アスベストの使用可能性 専有部分について、目視した限りにおいてアスベストは確認できなかった。 一棟建物についても、目視した限りにおいてアスベスト含有吹付材は確認できなかった。しかし、流通量の多い時期に建築されており、使用可能性は否定できない。 当調査はアスベストの使用の事実を絶対的に判定しているものではなく、あくまでも限定された調査条件の範囲内で使用の有無の“可能性”を判定するものである。従って、厳密な事実関係の判定に当たっては、別途専門機関による調査が必要である。</p> <p>◇耐震性に関する事項 新耐震基準が施行(昭和56年6月1日)される前に建築確認を取得した建物である。</p> <p>◇建築確認申請手続きに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請； 済 ・ 検査済証； 有 <p>◇その他 特になし</p>	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨造 1 階建	
位 置	2階 (207号室)	端部屋 開口部の方位： 東向き
床 面 積	44.56m ² (登記面積)	
間 取 り	3DK	
仕 様	天 井	クロス、合板 等
	床	フローリング 等
	内 壁	クロス 等
	設 備	トイレ、風呂、流し台 等
	その他	なし
保守管理の状態	概ね普通程度 ※下記「特記事項」欄参照。	
管 理 費 等	管 理 費	3,467 円 (月額)
	修繕積立金	8,000 円 (月額)
	滞 納 額	あり (令和7年1月31日 現在) 378,411 円 (令和4年5月 ~ 令和7年1月 分)
利 用 状 況 等	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	◇保守管理の状態について 主に以下の概ね経年相応の損耗等が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> ・システムキッチンのガスコンロが取り外されていた。 ・DK部分等の床に撓みが感じられた。 ・所有者によると、給湯器が故障しているとのこと。 ・所有者によると、階下で水漏れがあり、本専有部分を調査したい旨の申出が管理組合よりあったとのこと。 	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円／m ²) ア	専有面積等 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
350,000	44.56	0.04	624,000

イ 専有面積等：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約52年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 52\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.3)$$

$$= 0.04$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円／m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付 減価 エ	敷地権 割合 オ	敷地権 の種類 カ	敷地権 価格 (円) (千円未満四捨五入) キ (ア×イ×ウ×エ×オ×カ)
318,000	1.34	1,996.69	1.00	101 10,000	1.00	8,593,000
合 計						8,593,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪東住吉-6

$$\text{公示価格等} \times \text{時点修正} \times \text{標準化補正} \times \text{地域格差} = \text{標準画地価格}$$

$$291,000\text{円／m}^2 \times 100.5/100 \times 100/100 \times 100/92 = 318,000\text{円／m}^2$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	0.93	0.99	1.00	1.00	0.92

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.03	1.30	1.00	1.00	1.34

※接面・方位：二方路 1.03

規模：規模の市場性 1.30

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

カ 敷地権の種類： 所有権

3 積算価格（敷地権付建物の積算価格）

敷地権価格 (円) ア	建物価格 (円) イ	個別格差 ウ	敷地権付建物の積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ) × ウ)
8,593,000	624,000	0.98	9,033,000

ウ 個別格差 :	階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	0.98	1.00	1.00	1.00	0.98

※ 階層： 2階 0.98

位置： 東向き・端部屋 1.00

品等程度： 概ね標準的 1.00

その他： 特になし 1.00

II 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円／m ²) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (m ²) ウ	比準価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
194,000	0.98	44.56	8,472,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1m²あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番号	①	②
所在	大阪市東住吉区南田辺四丁目	大阪市東住吉区南田辺四丁目
構造	S造	S造
階	3F / 7F	4F / 7F
面積	約45m ²	約45m ²
建築時期	昭和47年10月	昭和47年10月
取引時点	令和6年1月	令和6年12月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	219,928円／m ²	168,312円／m ²
その他	2LDK	2LDK

(比準表)

番号	事例価格 (円／m ²) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円／m ²) (千円未満四捨五入)
①	219,928	<u>100</u> 100	<u>100.0</u> 100	<u>100</u> 110	<u>100</u> 100	<u>100</u> 100	200,000
②	168,312	<u>100</u> 100	<u>100.0</u> 100	<u>100</u> 90	<u>100</u> 100	<u>100</u> 100	187,000
事情補正：取引形態の種別、取引に介在する特殊事情等を考慮。						基準階の比準価格 (円／m ²)	
時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮。							
標準化補正：取引事例の階層、位置、形状等を考慮。							
地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮。						194,000	
建物品等比較：建物グレード、築年数、保守管理状況等を考慮。							

イ 個別格差

前記 敷地権付建物の個別格差(I3ウ)と同じ。

III. DCF法による収益価格の試算

周辺における賃料水準及び目的物件の個別性を考慮し、目的物件にかかる標準的な賃貸借条件を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価								収益価格
	6年目期末有効純収益	最終還元利回り	5年目期末売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格 カ(エーオ)	複利現価率 割引率 5.5%	正味復帰価値現価 ク(カ×キ)		
	ア	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	キ	ケ(ア×ク)		
1,879 千円 (23.4%)	551 千円	6.5%	8,477 千円	424 千円	8,053 千円	0.76513	6,162 千円 (76.6%)	8,041 千円 (100.0%)	

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

キ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	720	720	720	720	720
	共益費収入	48	48	48	48	48
	駐車場収入	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0
	可能総収益	768	768	768	768	768
	空室損失	△ 38	△ 38	△ 38	△ 38	△ 38
	貸倒損失	0	0	0	0	0
	有効総収益	730	730	730	730	730
イ 支出	維持管理費	42	42	42	42	42
	修繕費	96	96	96	96	96
	公租公課	32	32	32	32	32
	損害保険料	9	9	9	9	9
	その他	0	0	0	0	0
	運営支出合計	179	179	179	179	179
	資本的支出	500	0	0	0	0
	総費用合計	679	179	179	179	179
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)	23%	23%	23%	23%	23%	23%
エ 有効純収益	51	551	551	551	551	551
オ 複利現価率 (割引率5.5%)	0.94787	0.89845	0.85161	0.80722	0.76513	
カ 有効純収益の現価	48	495	469	445	422	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の動向や利用状況等を考慮して、積算価格に10%，比準価格に80%，収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ=ア×イ
① 積算価格	9,033,000	1.00	9,033,000
② 比準価格	8,472,000	1.00	8,472,000
③ 収益価格	8,041,000	—	8,041,000
④ 調整後の価格 (千円未満四捨五入)			8,485,000

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

物件番号	調整後の 価格(円) ア	専有部分 持分割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	滞納管理 費等相当 額の減価 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オーカ
1	8,485,000	1 / 1	1.00	0.80	0.93	0	6,310,000
一括価格（合計）							6,310,000

ウ 市場性修正：

本件の場合不要。

エ 競売市場修正：

「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮した。

オ 滞納管理費等相当額の減価：

代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

カ その他の控除減価(敷金等)：

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪東住吉-6

所 在 : 大阪市東住吉区南田辺五丁目21番10 「南田辺5-12-4」
価 格 : 291,000円／m²
位 置 : JR阪和線 鶴ヶ丘駅 東方 約750m (道路距離)
価格時点 : 令和 7 年1月1日
地 積 : 278m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北 4.5 m 市道
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%) , 準防火地域
地域の概要 : 中規模一般住宅、共同住宅等の多い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 6 年)

物件1 : 1,196,000円
: 338,414,000円 (敷地全体、持分101／10,000)

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 (参考資料) 換地図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

(鑑第 R07 - 009)
以 上

物 件 目 錄

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番地

建物の名称 長居第2コーポラス

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 南田辺四丁目50番207

建物の名称 207

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 44.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東住吉区南田辺四丁目50番

地 目 宅地

地 積 1996.69平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10000分の101

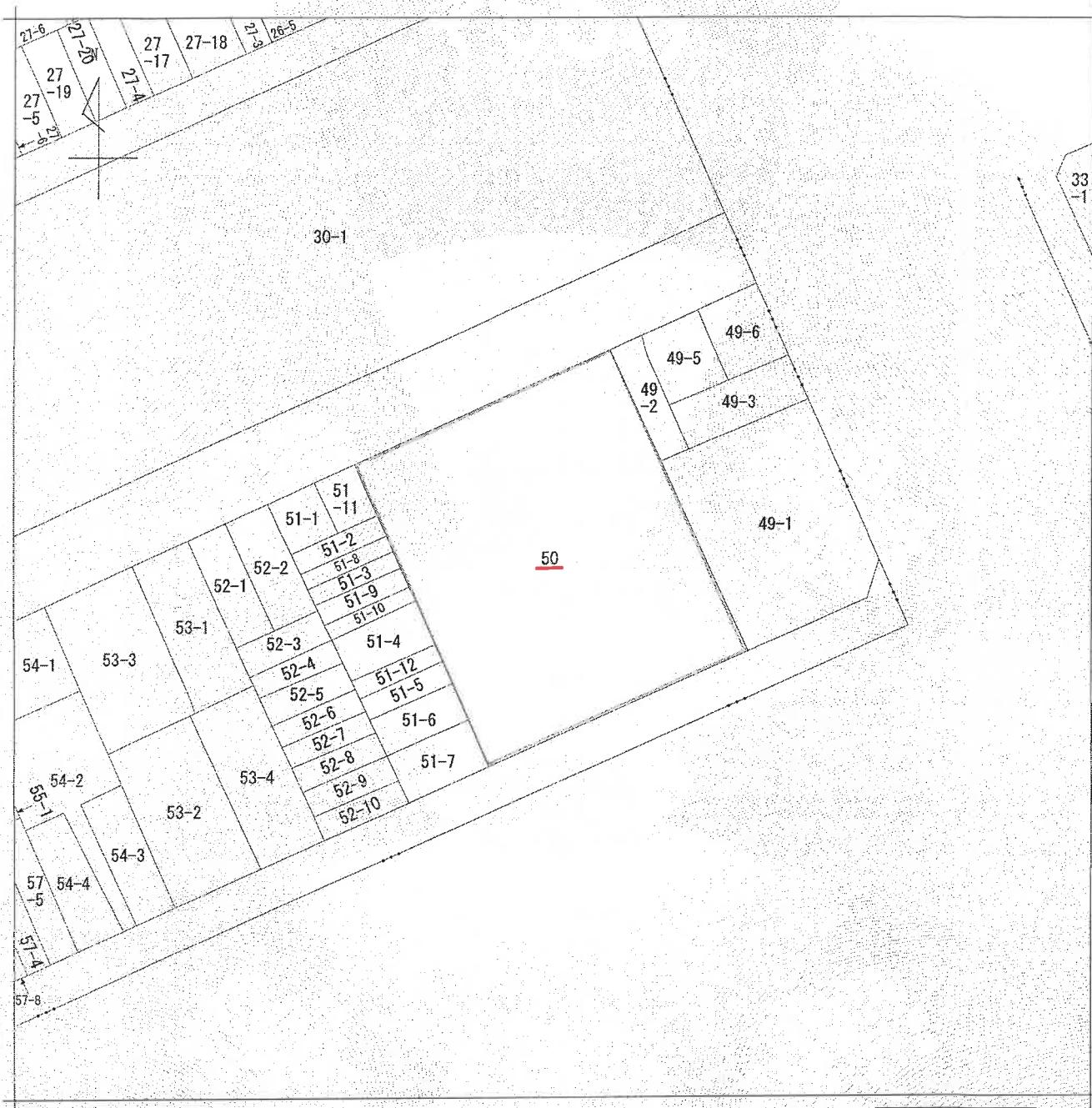
位置図



1:10,000相当

A4サイズに縮小

イ 27-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域
見出
南田辺
4丁目
南田辺
4丁目

請求部	所在	大阪市東住吉区南田辺四丁目			地番	50番	
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日			備付 年月日 (原図)			種類	旧土地台帳附属地図
						補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

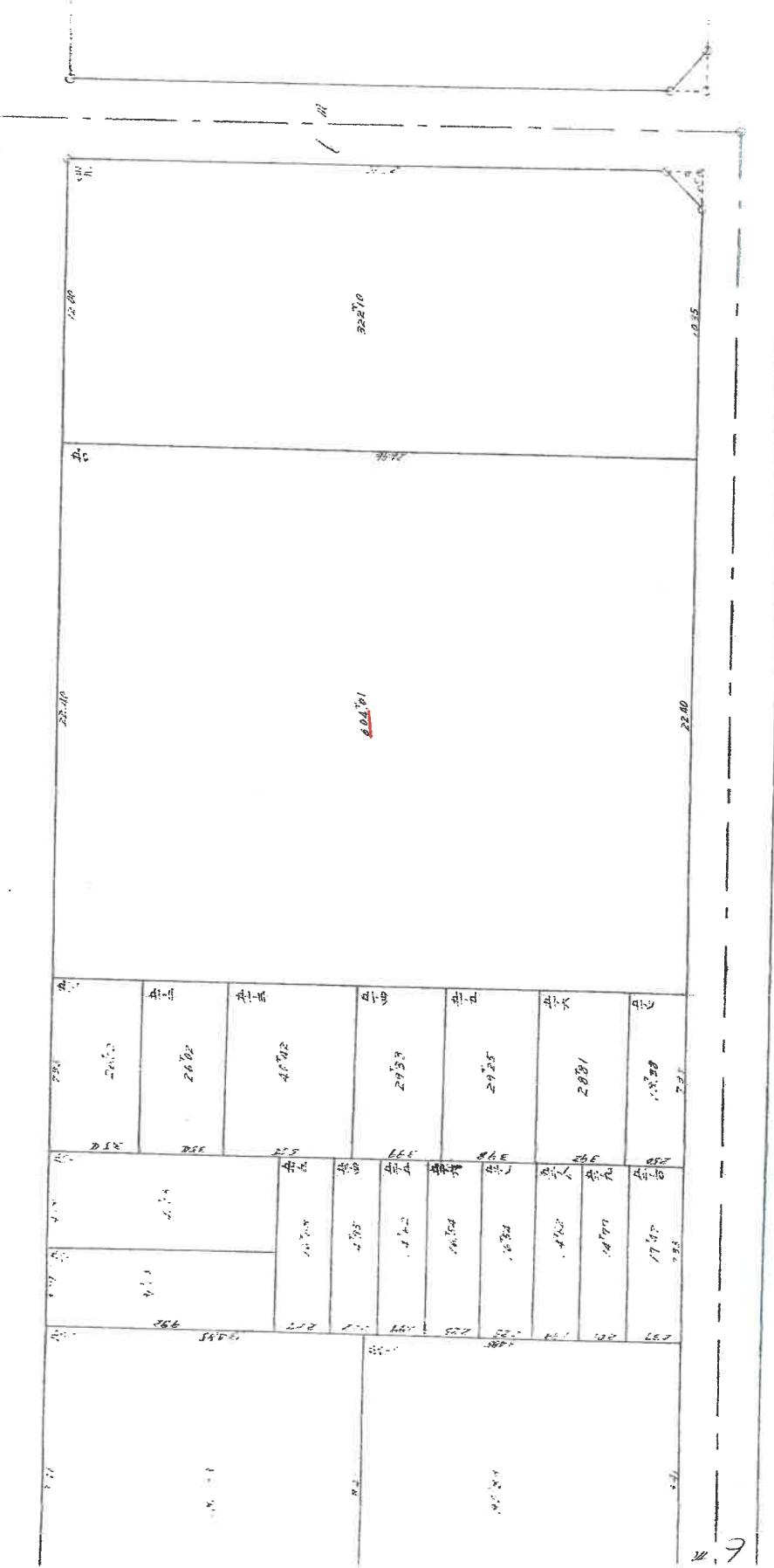
(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和6年12月26日
大阪法務局

請求番号 : 32-1

登記官

(1/1)



A4サイズに縮小

登記年月日：昭和47年10月23日

286889

家屋番号　田辺市立町8丁目50番207

建物の所在　大阪市東住吉区田辺市立町8丁目50

南田辺4丁目

建物階平面図

2階部分



専有部分の建物の表示

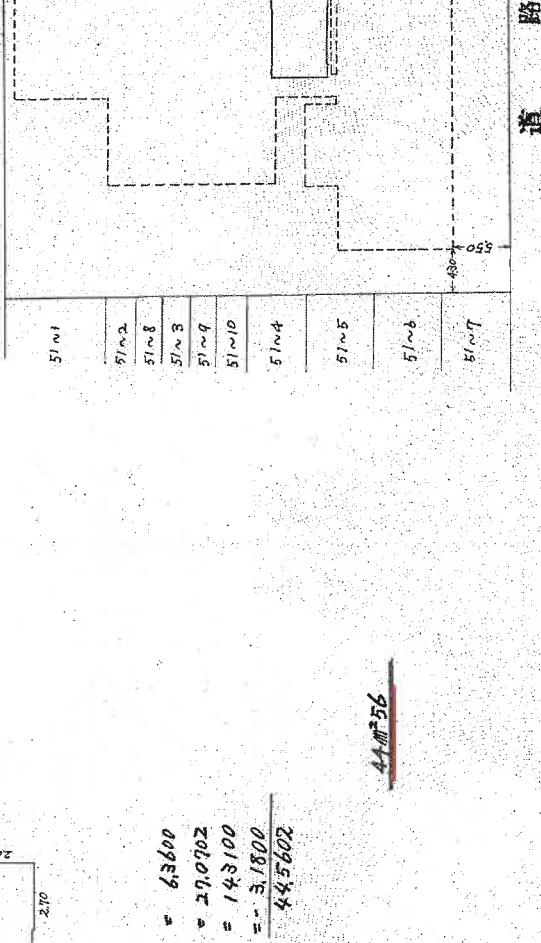
47.10.23

作製年月日
昭和四七年八月九日

作製者

申請人

(公文書用封筒)



求積

$$\begin{aligned}
 5.30 \times 6.20 &= 6.3600 \\
 5.40 \times 5.013 &= 27.0702 \\
 2.70 \times 5.30 &= 14.3100 \\
 -1.20 \times 2.64 &= -3.1800 \\
 \hline
 & 445602
 \end{aligned}$$

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

(1/3)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和6年12月26日 大阪法務局

登記官

A4サイズに縮小

286867

登記年月日：昭和47年10月23日

建物図面

家屋番号
建物の所在
大阪市東住吉区御堂筋町8丁目50番地

47.10.23

一棟の建物の表示

1階～4階各階同型

求積

$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 30.70 \times 11.20 &= 346.9100 \\ 16.30 \times 8.50 &= 138.5500 \\ 895.3700 \end{aligned}$$

求積
895.3700

6階

11.30

19.80

11.20

求積

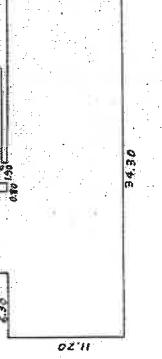
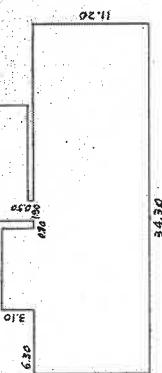
$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 8.50 \times 16.30 &= 138.5500 \\ 21.70 \times 11.30 &= 245.2100 \\ 793.6700 \end{aligned}$$

求積
793.6700

作製年
月
日

昭和四十七年拾月拾九日

作製者



5階

求積

$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 16.30 \times 8.50 &= 138.5500 \\ 27.10 \times 11.30 &= 306.2300 \\ 854.6900 \end{aligned}$$

求積
854.6900

7階

求積

$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 8.50 \times 16.30 &= 138.5500 \\ 21.70 \times 11.30 &= 245.2100 \\ 793.6700 \end{aligned}$$

求積
793.6700

8階

求積

$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 8.50 \times 16.30 &= 138.5500 \\ 21.70 \times 11.30 &= 245.2100 \\ 793.6700 \end{aligned}$$

求積
793.6700

9階

求積

$$\begin{aligned} 34.30 \times 11.20 &= 384.1600 \\ 3.10 \times 8.00 &= 24.9600 \\ 0.50 \times 1.90 &= 0.9500 \\ 8.50 \times 16.30 &= 138.5500 \\ 21.70 \times 11.30 &= 245.2100 \\ 793.6700 \end{aligned}$$

求積
793.6700

縮尺
1/500
単位m

(弘文堂印刷)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和6年12月26日

大阪法務局

登記官

登記年月日：昭和47年10月23日

家産番号 800224
50-101～50-115.
50-201～50-215.
50-301～50-315.
50-401～50-415.
50-501～50-511.
50-513～50-515.
50-601～50-610.
50-613～50-615.
50-701～50-709.
50-714、50-715.

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和6年12月26日

大阪法務局

登記官

間取略図

